令和６年度　福岡市商工金融資金制度

中小企業向け

融資のご案内

商工金融資金制度は、市内で事業を営む中小企業の方々が必要とする事業資金を長期・低利でご利用いただくための制度です。お気軽にご相談ください。

申込みいただける方

１．本市に事業所を有し、事業を営んでいること
２．福岡県信用保証協会の保証対象業種で、中小企業者であること(注)
３．許認可等を必要とする業種は、許認可を受けていること
４．市税に係る徴収金に滞納がないこと
５．銀行取引停止処分中でなく、６ヵ月以内に第１回目の不渡を出していないこと
６．県信用保証協会との関係で事故（求償権行使中・延滞中）がないこと
７．暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
８．融資金の返済が確実なこと
※融資金の種類によっては、別に資格要件を定めています。

（注）特定非営利活動法人及び法律により中小企業信用保険法第２条の中小企業者とみなされる一部の社団法人、財団法人を含みます。

申込みから融資まで

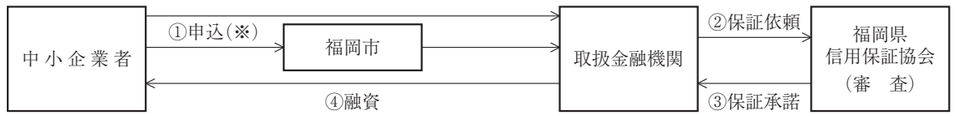

※融資金額等は、県信用保証協会の審査により決定されます。
※多くの資金は、直接、取扱金融機関への申込みが可能です。(一部、福岡市経営支援課等での受付が必要なものがあります。(内面参照))

信用保証料について

福岡市商工金融資金制度では、県信用保証協会に支払う保証料の一部を市が助成しており、利用者の負担を軽減しています。

	協会所定保証料率
商工業振興資金	0.45%～1.90%
小口事業資金	0.50%～2.20%

助成による負担軽減		利用者負担
福岡市	▲0.09%～▲0.24%	0.36%～1.66%
福岡市	▲0.17%～▲0.48%	0.33%～1.72%

スタートアップ資金は市と県信用保証協会がそれぞれ 1/2 ずつ助成することで、利用者負担を0.00%としています。

	協会所定保証料率
スタートアップ資金	0.95%

助成による負担軽減		利用者負担
福岡市	▲0.475%	0.00%
保証協会	▲0.475%	

※これら以外の資金でも、市が保証料を助成しております。各資金の保証料率は内面の「保証料率(年)」欄をご参照ください。

福岡市中小企業サポートセンター
経営支援課経営金融係

〒812-0011
福岡市博多区博多駅前２丁目９番28号 福岡商工会議所ビル２Ｆ
電話 441－2171・441－0505　FAX 441－3211

福岡市中小企業サポートセンター　検索

「融資のご案内」は制度のあらましです。
詳しくは経営支援課までお問い合わせください。

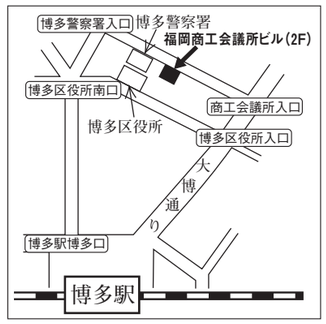

申込みに必要な書類

１．保証協会申込書類等
２．税務証明書　①個人市県民税または法人市民税の納税証明書
　　②市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書
３．その他　(1)　設備資金は「見積書」、「カタログ」、「平面図」
　　(2)　許認可業種は「許認可証の写」
　　(3)　法人は「履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本)」
　　「定款の写」
　　（上記２つは未提出の場合及び提出分に変更がある場合）
　　「決算書（原則２期分)」「残高試算表」
　　個人は「確定申告書の写（原則２期分)」
　　(4)　申込者及び連帯保証人の「印鑑証明書の写」
　　(5)　特定非営利活動法人は特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等
４．資金によっては別に必要な書類を定めています。
※　金融機関、県信用保証協会において、金融調査及び信用保証調査を行うときに上記のほかに「帳簿」等の提出を求められる場合があります。

中小企業者の定義

（中小企業信用保険法第２条）

区　　分	中小企業者		小規模企業者
	資本金	従業員	従業員
製造業・運輸業 建設業・不動産業 等	以下 ３億円	以下 300人	以下 20人
卸売業	１億円	100人	５人
サービス業	5,000万円	100人	
小売業	5,000万円	50人	

※中小企業者とは、資本金か従業員のうちどちらか一方の条件を満たしている企業です。
※個人企業の従業員数は、経営者及び経営者と生活を共にする専従者を除きます。
※政令で定められた特例業種（ゴム製品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業、宿泊業、娯楽業）及び特定非営利活動法人については、左記の定義と異なりますので、詳しくは経営支援課までお問い合わせ下さい。

非対象業種の主なもの

これ以外の業種については、ほとんどのものが対象になります。

農林漁業、金融・保険業（クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。)、商品先物取引業、商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業（資金移動業者及び前払式支払手段発行業者に限る。)、金融代理業（金融商品仲介業に限る。)、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)、サービス業の一部（政治・経済・文化団体、宗教法人等)、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項から第10項に規定する風俗営業　など

県信用保証協会の位置図

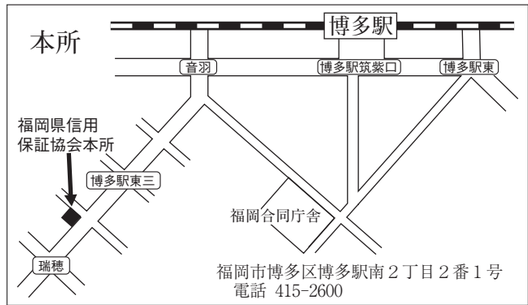

福岡市博多区博多駅南２丁目２番１号
電話 415-2600

担当区 博多区・東区

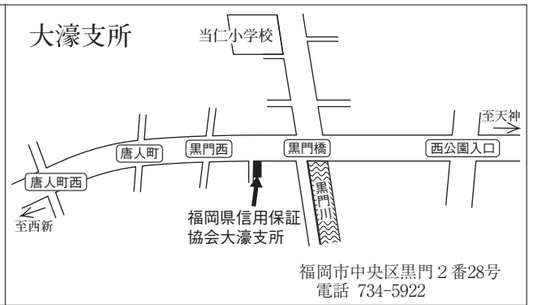

福岡市中央区黒門２番28号
電話 734-5922

担当区 中央区･城南区･南区･西区･早良区

福岡市中小企業サポートセンターのご案内

融資の相談のほか、経営全般に関する相談窓口を設置していますので、ご利用ください（経営相談は要予約)。相談は全て無料です。

相談日	相談時間	お問い合わせ・予約
月～金 （祝休日と年末年始を除く）	９：00～17：00 （融資相談） （※受付は16：30まで） ９：30～17：00 （経営相談）	博多区博多駅前２丁目９-28 福岡商工会議所ビル２Ｆ 〈お問い合わせ〉 電話　441-2171（福岡市経営支援課） 〈相談予約〉 電話　441-2161（福岡商工会議所　中小企業経営支援部）

商工金融資金制度のあらまし

（令和６年７月１日現在）

主な融資条件を記載しております。
詳しくは経営支援課までお問い合わせください(電話441-2171・441-0505)。

※融資条件は、経済情勢等によって変わることがあります。

区分		融資金名		対象者	融資条件：資金使途（注1）	融資限度額	融資期間	うち据置	融資利率（年）	保証料率(年)（借受者負担分）（注2）	保証人	担保
一般資金		① 商工業振興資金		中小企業者等	設備・運転	1億円	5年以内	1年以内	1.5%	0.36～1.66%	（注10）原則として 個人：不要 法人：代表者	必要に応じて
							5年超10年以内	2年以内	1.7%			
			短期運転資金	中小企業者等	運転	3,000万円	1年以内	1年以内	1.4%			
			経営者保証非提供枠	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証の申込人資格要件に該当する方	設備・運転	（注11）8,000万円	10年以内	1年以内	1.7%	0.46～1.96%	不要	不要
		② 小口事業資金(注３)		小規模企業者	設備・運転	（注4）2,000万円	10年以内	2年以内	1.3%	0.33～1.72%	（注10）原則として 個人：不要 法人：代表者	原則として不要
特定目的資金	経済対策資金	③ 経営安定化特別資金（事前に市の認定が必要）	一般枠	次のいずれかに該当する中小企業者等 ア．最近３ヵ月の売上高または売上総利益率等が過去５年間のいずれか同期と比較して３％以上減少している方 イ．最近３ヵ月の主要な原材料の仕入単価が前年同期と比較して３％以上上昇している方 ウ．取引先の倒産等により、債権回収が困難になった方　など	設備・運転	1億円	10年以内	2年以内	1.3%	0.23～1.30%	（注10）原則として 個人：不要 法人：代表者	必要に応じて
			特例枠	セーフティネット保証（１～８号）、危機関連保証の認定を受けた方	設備・運転	1億円	10年以内	2年以内	1.3%	0.40%		
		④ 経営改善サポート資金	経営力強化枠	経営力強化保証の申込人資格要件に該当する方	設備・運転	2億8,000万円	（注12）運５年以内 設７年以内	1年以内	1.2%	0.28～1.27%		
			経営改善サポート枠	事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）の申込人資格要件に該当する方			15年以内	5年以内		0.10%		
	新規事業支援資金	⑤ 創業支援資金（注３）	分社化資金	県内の会社であって、現在の事業を継続しつつ、新たに市内で会社を設立される方（新会社で事業を開始してから５年未満の方を含む）	設備・運転	3,500万円	10年以内	2年以内	1.3%	0.81%	原則として 個人：不要 法人：代表者（一定の条件を満たし、経営者保証を不要とする場合は、信用保証料に0.20%を上乗せ）	不要
			スタートアップ資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 ア．事業を営んでいない方であって、市内で新たに事業を開始される方 イ．事業を開始後２年を経過していない方で、それまで事業を営んでいなかった方		3,500万円（創業前は2,000万円）			1.3%	0.00%		
			女性スタートアップ資金(注5)	スタートアップ資金のいずれかの要件に加え、女性である方					1.2%			
			「福岡100」スタートアップ資金(注5)	スタートアップ資金のいずれかの要件に加え、50歳以上である方								
			成長支援資金	事業を営んでいない個人が市内で新たに事業を開始した日、または、新たに会社を設立した日から２年を経過し、５年未満の方					1.3%	0.50%		
		⑥ 新事業開拓資金	ステップアップ資金	成長や事業の拡大等に向けた取り組みを行う方で下記のいずれかに該当する方　（注６） ● 市の施策に関する要件 ア．福岡市トライアル優良商品認定事業による認定を受けた方 イ．ふくおか「働き方改革」推進企業認定制度による認定を受けた方 ウ．生産性向上特別措置法に基づき、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための先端設備等導入計画を策定し、本市の認定を受けた方 エ．福岡市 Well-being&SDGs 登録制度によるマスター登録をされた方　など ● 事業承継に関する要件 オ．事業引継ぎ支援センターの支援を受けて、M＆A等の事業承継を行う方　など	設備・運転	2億8,000万円	5年以内	1年以内	1.1%	0.33～0.81%	（注10）原則として 個人：不要 法人：代表者	必要に応じて
							運５年超10年以内 設５年超15年以内	2年以内	1.3%			
			第二創業・多角化資金	現在の事業を継続して市内で１年以上営んでいる方で、日本標準産業分類の小分類が異なる事業を新たに行うための資金が必要な方		5,000万円	10年以内	2年以内	1.4%	0.33～1.56%		
	政策的資金	⑦ 商工業振興資金 継続型バックアップ資金（注７）		１期以上の決算（個人の場合は確定申告）を行っている方	運転	（注８）3,000万円	（注９）1年以内	一括返済	1.1%	0.36～1.31%		
		⑧ ワールドビジネス振興資金		次のいずれかに該当する中小企業者等 ア．輸出入の決済資金が必要な方 イ．直接自らが取引を行った輸出入品の卸・小売を行うための資金が必要な方　など	設備・運転	1億円	1年以内	1年以内	1.0%	必要に応じて保証に付する（付保の場合0.23～1.30%）		
							1年超5年以内		1.2%			
							5年超10年以内	2年以内	1.3%			
		⑨ 災害復旧特別資金	一般枠	火災・風水害等の災害により、市内で損害を受けた方	設備・運転	5,000万円	10年以内	2年以内	1.3%	0.23～1.30%		
			特例枠	激甚災害の指定・災害救助法の適用を受けた災害等により市内で損害を受けた方					0.9%	0.00%		
		⑩ カーボンニュートラル資金		次のいずれかに該当する中小企業者等 ア．再生可能エネルギー設備又は省エネルギー設備の導入資金が必要な方 イ．次世代自動車（EV・PHEV・FCV 等）及び EV の充電設備の導入資金が必要な方	設備	1億円	15年以内	2年以内	1.1%	0.23～1.30%		
		⑪ 設備対応資金		次のいずれかに該当する中小企業者等 ア．事業活動に必要な設備を導入される方 イ．市企業誘致課との協議に基づき、一定規模の工場、事務所等を移転または新設する方 など	設備	2億8,000万円	10年以内	2年以内	1.3%	0.33～1.56%		
							10年超15年以内		1.5%			
		⑫ 共同事業資金	指定高度化資金	県の高度化資金の貸付対象となった協同組合等	設備	事業費から国県の貸付を差引いた残額の2/3	10年以内	3年以内	1.3%	必要に応じて保証に付する（付保の場合0.45～1.90%）	（注10）原則として代表理事	
							10年超20年以内		1.5%			
			準指定高度化資金	県の高度化資金の貸付を受けないで高度化事業を行う協同組合等		2億円	10年以内		1.3%			
							10年超20年以内		1.5%			

申込場所

福岡市経営支援課
福岡市博多区博多駅前２丁目９番28号
電話　441-2171・441-0505
FAX　441-3211
〈申込可能資金〉
左記①～⑫のすべての資金

福岡商工会議所
福岡市博多区博多駅前２丁目９番28号
電話　441-2161

早良商工会
福岡市早良区東入部２丁目14番10号
電話　804-2219

志賀商工会
福岡市東区西戸崎１丁目５番18号
電話　603-0112

〈申込可能資金〉
左記①～⑪の資金。ただし、⑪設備対応資金の一部要件を除く。

指定金融機関
〈申込可能資金〉
左記①～⑪の資金。ただし
・⑪設備対応資金の一部要件を除く。
・⑥のうちステップアップ資金については、要件エの申し込みに限る。

指定金融機関	
福岡銀行	西日本シティ銀行
福岡中央銀行	筑邦銀行
北九州銀行	佐賀銀行
十八親和銀行	三井住友銀行
みずほ銀行	三菱 UFJ 銀行
福岡信用金庫	遠賀信用金庫
飯塚信用金庫	福岡ひびき信用金庫
福岡県信用組合	商工組合中央金庫
福岡市農業協同組合	福岡市東部農業協同組合

（注１）設備資金については原則市内に設置するものに限りますが、①、②、④、⑧については市外の設備資金での申込みも可能です。ただし、市内から市外へ移転するための資金を除きます。
（注２）保証料率は経営状況等に応じて適用されます。なお、信用保証協会の保証料率は1.90％以下（責任共有外保証料率は2.20％以下）ですが、市が一部負担することにより、借受者の負担を軽減しています。（表面の「信用保証料について」をご覧ください。）
別途、有担保による保証などで保証料率が割引される場合があります。詳しくは県信用保証協会へお問い合わせ下さい。
（注３）小口事業資金、創業支援資金については、特定非営利活動法人はご利用いただけません。
（注４）小口事業資金は、既存の保証付き融資残高との合計が2,000万円の範囲内となる新規保証が対象となります。
（注５）個人の場合は事業主、法人の場合は法人代表者が女性又は50歳以上である場合が対象となります。
（注６）対象となる施策等については、福岡市経営支援課にお尋ねください。
（注７）１中小企業者１口限りの利用となります。また、既存の借入金（保証協会の既存の保証付融資、プロパー融資等）の借換には利用できません。
（注８）直近決算（確定申告）の平均月商の２倍が3,000万円に満たない場合は、その平均月商の２倍が上限となります。
（注９）２回までの更新（同資金で同額（又は増額・減額）での借換）により最長３年間の継続利用が可能です。ただし、更新は同一金融機関のみでの取扱となります。なお、更新手続きは新規申込みと同様、審査が行われます。
（注10）事業者選択型経営者保証非提供制度の申込人資格に該当し、信用保証料率に0.25％又は0.45％上乗せする場合、法人にあっては代表者の連帯保証を不要とすることも可能です。
（注11）セーフティネット保証４号または５号の認定を受けた者については、左記とは別に8,000万円以内となります。
（注12）本制度によって保証付き既存借入金を借り換える場合は10年以内となります。